

平成26年度大牟田市議会 第1回定例会 議案等の審議結果一覧

議案等名		会派等名	自由民主党議員団（8人）	公明党議員団（5人）	社民・民主・護憲クラブ（5人）	日本共産党議員団（3人）	無所属（猿渡軍紀）	無所属（城後正徳）	無所属（吉田康孝）	審議結果
議案	第1号	専決処分について （平成25年度大牟田市一般会計補正予算）	○	○	○	○	○		○	全会承認
	第2号	専決処分について （大牟田市市税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○		○	全会承認
	第3号	平成26年度大牟田市一般会計補正予算	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第4号	平成26年度大牟田市水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第5号	平成26年度大牟田市公共下水道事業会計補正予算	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第6号	大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第7号	大牟田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	×	○		○	多数可決
	第8号	大牟田観光物産館条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第9号	大牟田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第10号	大牟田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○		○	全会可決
発議	第1号	大牟田市農業委員会委員の推薦について	○	○*	○	○	○		○	全会可決
	第2号	大牟田市農業委員会委員の推薦について	○*	○	○	○	○		○	全会可決
	第3号	建設従事者のアスベスト被害者の早期救済解決を図る事等を求める意見書案	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第4号	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書案	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第5号	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書案	○	○	○	×	○		○	多数可決
	第6号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書案	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第7号	鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書案	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第8号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書案	×	×	○	○	×		×	少数否決
	第9号	労働者保護ルールの改悪に反対する意見書案	×	×	○	○	×		×	少数否決
	第10号	集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書案	×	×	○	○	×		×	少数否決
	第11号	教育予算の拡充を求める意見書案	×	○	○	○	×		×	多数可決

議案等名		会派等名	自由民主党議員団（8人）	公明党議員団（5人）	社民・民主・護憲クラブ（5人）	日本共産党議員団（3人）	無所属（猿渡軍紀）	無所属（城後正徳）	無所属（吉田康孝）	審議結果
	第12号	福岡県として住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書案	○	○	○	○	○		○	全会可決
	第13号	福岡県に公契約条例の制定を求める意見書案	○	×	○	○	○		○	多数可決
	第14号	大学生向け給付型奨学金制度の創設を求める意見書案	×	○	○	○	○		○	多数可決
請願	第1号	建設従事者のアスベスト被害者の早期救済解決を図る事等を求める意見書の提出を求める請願	○	○	○	○	○		○	採択
報告	第1号	平成25年度大牟田市一般会計予算継続費に係る繰越しについて	採決はありません							
	第2号	平成25年度大牟田市一般会計予算繰越明許費に係る繰越しについて								
	第3号	平成25年度大牟田市水道事業会計予算の繰越しについて								
	第4号	平成25年度大牟田市公共下水道事業会計予算の繰越しについて								
	第5号	大牟田市土地開発公社の事業報告について								
	第6号	公益財団法人大牟田市文化振興財団の事業報告について								
	第7号	公益財団法人大牟田市地域活性化センターの事業報告について								
	第8号	地方独立行政法人大牟田市立病院の事業計画について								

\* 発議第1号については今村智津子議員を除く。

\* 発議第2号については森竜子議員を除く。

会派名称	所属議員
自由民主党議員団	入江裕二郎、境公司、田中正繁、塚本二作、徳永春男、西山照清（議長） 光田茂、森竜子、山口雅弘
公明党議員団	今村智津子、大野哲也、塩塚敏郎、平山伸二、三宅智加子
社民・民主・護憲クラブ	平嶋慶二、平山光子、古庄和秀、松尾哲也、森田義孝
日本共産党議員団	北岡あや、高口講治、橋積和雄

■大牟田市議会では、採決に起立採決を採用しています。起立採決は、議長が議案等に賛成の意思のある議員に起立を求めます。反対の意思のある議員の態度を確認することはありません。

そこで、一覧表については、起立した会派（または議員）を○と表記し、着席の会派（または議員）を×と表記していますが、×が反対とは限りません。また、空白は欠席または表決の棄権を表します。

なお、議長は採決に加わることはできません。